



かんちゃん



156号

令和5年1月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 片岡 直 公
事務局
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5F
TEL 03(5829)3901
FAX 03(5829)3902
URL <https://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総 北 海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん



第49回通常総会

〔主要目次〕

片岡会長 新年のご挨拶……………	2	令和4年叙勲・褒章受章者及び 令和4年度納税功労表彰受彰者名簿……………	8
国税庁長官 年頭に当たって……………	3	青年部長・女性部長の就任挨拶……………	9
第49回通常総会 第44回青年部総会、第41回女性部総会 組織増強功労者、税の標語募集功労者……………	4	令和4年分所得税及び消費税の 確定申告について……………	10～12
役員名簿 税務署の開庁日における確定申告の相談等 の実施……………	5	令和3年度 租税滞納状況 消費税中央セミナー開催……………	13
消費税のインボイス制度導入時期の延期と 消費税の総額表示義務の適正化を要望！！……………	6	税を考える週間……………	14～16
令和4年度「税の標語」優秀作品……………	7	全間連の主な動き……………	16

消費税 活かすみんなの 間税会



<https://www.kanzeikai.jp>

新年のご挨拶



全国間税会総連合会会長 片岡直公



令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、旧年中、全国間税会総連合会(全間連)の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り有難うございました。

また、国税ご当局の皆様には、全間連に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り誠に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。

「新型コロナ」につきましては、「オミクロン株」の出現により、新規感染者が爆発的に増加しましたが、昨年9月以降は減少傾向に入ったものの、寒い時期を迎えて再び増加している状況にあります。

また、「新型コロナ」と「インフルエンザ」との同時流行も懸念されるところですが、これまでの「新型コロナ」に関する知見等を生かしながら、「感染対策」と「社会経済活動」を同時並行的に実施していく状況にあると考えられます。

したがって、間税会活動につきましても感染対策を講じながら、出来る限り取組みを展開して頂きますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年2月からロシアのウクライナ侵攻が開始され、依然として甚大な被害と多くの方々が亡くなっており、一日も早い収束を強く願っております。

また、北朝鮮は昨年から、かつてない高い頻度で新たな態様によるミサイル発射を繰り返しており、我が国の地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、安全保障上、非常に危惧される事態にあります。

一方、我が国の社会経済状況を見ますと、「新型コロナ」の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰、更には日米間の金利差を起因とする急速な円安傾向等により、昨年4月～9月の上半期の貿易赤字が過去最大になるとともに、消費者物価指数も前年に比べて大幅に上昇するなど、国民経済社会に大きな影響が生じております。

「岸田政権」には、このような物価高等へ対処するために決定された、一般会計で29.1兆円(財政投融资などを入れた財政支出で約39兆円)を見込む「総合経済対策」を確実に実施するとともに、令和5年度の当初予算案について年度内に成立させ実施に移すことにより、国民にとって安全で安心して暮らせる社会を堅持して頂きますよう強く期待しております。

全間連では、平成26年4月以降の消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の果たすべき役割が、

益々、高まってくるとの認識の下、平成26年4月以降の6年間に於いて、3点の最重点施策を定め、その一つである「会員増強による組織拡大等」においては、約2,600名の増員を確保して頂きましたこと、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、令和4年4月1日現在の会員数83,977名を見ますと、「新型コロナ」の影響により、2年連続して大幅な減員となり、2年間で約6,000名も会員が少なくなった結果、全間連が最重点施策の取組みを開始した平成26年4月1日現在の会員数87,399名より約3,400名も下回る、極めて深刻な状況にあります。

したがって、全間連としては、本年は全間連創立50周年を迎える重要な年に当たる絶好の機会であることに鑑み、「本年4月1日現在の会員増強に向けた施策」を決定し、皆様に取組みをお願いしているところです。

是非、定められた数値目標の達成に向けて、より多くの機会を捉えて頂きまして、間税会の仲間を出来るだけ増やすことにより、創立50周年に相応しい良い年になりますようご尽力をお願い申し上げます。

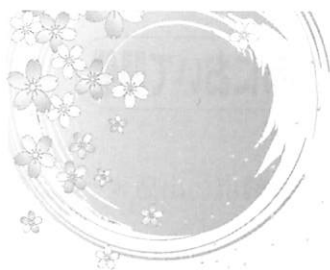
また、間税会が活動の中心にしております消費税につきましては、令和元年10月から軽減税率制度が実施されるとともに、本年10月から、いわゆる「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が導入されるなど、消費税制度も新たな時代を迎えることとなります。

間税会としましては、引き続き、インボイス制度に関する研修会を積極的に開催するなど、消費税を始めとする「税に関する周知・啓発活動」に加えて、関係者から高い評価を頂いております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の配布活動や「税の標語」の募集活動などを積極的に展開することにより、組織の活性化と拡大に努めて参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

また、e-Taxの利用促進やキャッシュレス納付の推進、更にはマイナンバー制度の適正利用・マイナンバーカードの取得と利活用の呼掛けにもご尽力をお願い致します。

終わりに、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体の益々のご発展を祈念しております。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り致しますとともに、全間連及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。



年頭に当たって

国税庁長官 阪 田 渉



令和5年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

間税会の皆様におかれましては、平素から税務行政全般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税務行政を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化・国際化の進展等により、大きく変化しています。こうした中においても、国税庁としては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たす必要があります。

困難な状況の中でこそ、知恵を絞って諸課題に取り組み、税務行政を前に進めていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。年が明けましたが、引き続き予断を許さない状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対しては、納税の猶予制度をご案内するなど、今後とも、納税者の皆様の実情を踏まえ、丁寧な対応に努めてまいります。

いよいよ、本年10月に消費税のインボイス制度が開始します。

インボイス制度については、事業者の皆様へ制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応を進めていただくことが重要です。

国税庁としては、制度の円滑な開始に向けて、国税庁ホームページに「インボイス制度特設サイト」を設け、Q&A等の情報を掲載するとともに、新聞やインターネット等のメディアを活用した広報、各種説明会等への講師派遣といった取組を行っており、引き続き、あらゆる機会を捉えて的確かつ丁寧な周知・広報を行ってまいります。

加えて、事業者の方々への広報に当たっては、中小企業庁の各種補助事業等についてもあわせて周知を行うこととしております。

また、今般、令和5年度の税制改正にインボイス制度の円滑な導入に向けた激変緩和措置等が盛り込まれたところであり、適切に対応したいと考えております。

なお、海外では、デジタルインボイスが広く普及する例が見られており、日本においても、デジタルインボイスの導入がきっかけとなり、事業者のバックオフィス業務全般のデジタル化・効率化が進むことが期待されています。

こうした将来像も見据えつつ、事業者の方々が必要となる対応を進め、インボイス制度が円滑に開始されるよう、今後とも、関係行政機関と緊密に連携し、関係民間団体等のご協力も得ながら、周知・広報等に積極的に取り組んでまいります。

間もなく、令和4年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

昨年の令和3年分確定申告では、納税者ご自身で自宅からe-Taxを利用して申告した方が、確定申告会場場で申告書を作成・提出した方の数を初めて上回りました。令和4年分確定申告についても、ご自宅等からのe-Taxの利用を更に推進することとしています。

令和4年分確定申告では、納税者の皆様にe-Taxの利便性を更に実感いただけるよう、様々な機能改善を行いました。例えば、マイナンバーカードを使用したe-Taxの利用について、パスワードの入力回数が3回から1回になります。また、マイナポータル連携による自動入力の対象に1年間分の医療費通知情報、公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書が加わります。

更に、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンにより作成可能になるなど、事業所得等がある方々にもご利用しやすくなります。

納付については、振替納税、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキングを利用した電子納税等により、税務署や金融機関に出向くことなく納付が可能ですので、ご活用下さい。また、昨年12月から、スマートフォンの決済サービス（〇〇Pay等のスマホアプリ）を利用した納付も導入しております。

企業活動や国民生活においてデジタル技術の活用が急速に拡大する中、国税庁としても、デジタル化を通じた手続や業務の在り方の抜本的な見直し、すなわち「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を推進する必要があります。

このため、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、「手続について調べ、相談し、申告する」といった一連の流れを俯瞰し、e-Tax等の利便性向上、相談チャネルの充実など、利用者目線に立って納税者サービスを包括的に見直してまいります。

e-Taxについては、本年1月に、納税者の皆様が各々の自己情報を簡便に確認できる「マイページ」をリリースいたします。また、令和4年分確定申告からマイナポータル連携による自動入力の範囲が更に拡大しますが、諸外国の例を参考にしつつ、引き続き利便性の向上に取り組めます。

このように、税務行政のDXは、各種手続がオンラインで完結する姿を目指し、官民双方における書面の取扱い等に係るコストの削減、ひいては社会全体の生産性向上に寄与するものです。今後とも、既存の事務運営等にとらわれず、デジタル技術を活用した手続や業務の在り方の見直し（BPR）を推進してまいります。

税務行政のDXは、書面中心からデータ中心の事務運営へと見直しを進め、課税・徴収の効率化・高度化を図るものでもあります。

国税庁としては、様々なデータ分析を可能とする次世代システムの開発を進めており、事務運営の見直しと合わせ、データの活用を基軸とした課税・徴収事務への転換を進めてまいります。

以上、年頭に当たり、国税庁の取組について申し述べました。こうした取組は、いずれも納税者の皆様の御理解と御協力があって初めて円滑に実施することができるものです。国税庁としましては、納税者の皆様から信頼される組織運営を目指して一層努力してまいりますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様と御家族の御多幸を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

第49回 通常総会

長崎県長崎市において開催

全間連第49回通常総会は、昨年9月9日(金)に福岡局間連(中野文治会長)担当により、長崎市 出島メッセ長崎において会員約500名出席の下、3年振りに開催されました。

総会は、加藤憲一常務理事(東京)の司会の下に、村上義憲四国間連会長の開会宣言、中野文治福岡局間連会長の開会の辞で始まり、片岡会長の挨拶の後、議長団に小暮(関東信越)、清水(東海)、高桑(北陸)各副会長を選出し、議事録署名人に大塚常任理事(東京)、森常任理事(関東信越)を選出して議事に入りました。

第1号議案

令和3年度事業報告の承認を求める件

第2号議案

令和3年度決算報告の承認を求める件

第3号議案

令和4年度事業計画(案)の承認を求める件

第4号議案

令和4年度収支予算(案)の承認を求める件

第5号議案

役員補選の件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

最後に、阪田渉国税庁長官及び大石賢吾長崎県知事から来賓挨拶をいただき、關口副会長(東京)の閉会の辞で総会は終了しました。



阪田国税庁長官



3年振りの総会で力強い引継ぎができました

第44回 青年部通常総会 及び 第41回 女性部通常総会

第44回青年部通常総会及び第41回女性部通常総会は、昨年9月9日(金)、長崎市 出島メッセ長崎において、それぞれ開催され、提出議案は全て承認されました。

組織増強功労者表彰

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に50名以上の会員増(純増)を実現した間税会と、②過去1年間に30%以上の会員増(30名以上の純増に限る)を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

(関東信越)

札幌西 間税会 殿

「税の標語」 募集推進功労者表彰

平成23年度の募集から創設した制度であり、その表彰基準は、①応募点数の多い間税会上位5会と、②応募点数を大幅に伸ばした間税会上位5会とされています。

なお、①の表彰と②の表彰は重複しないこととし、また、①の表彰は1回限りです。

(応募点数の多い間税会)

(東京)

本 所 間税会 殿

(東 海)

岡 崎 間税会 殿

沼 津 間税会 殿

鈴 鹿 間税会 殿

(北 陸)

小 松 間税会 殿

(増加点数の多い間税会)

(東京)

千葉西 間税会 殿

松 戸 間税会 殿

(関東信越)

所 沢 間税会 殿

(東 海)

津 島 間税会 殿

東三河 間税会 殿

役員名簿

役 職	所 属	氏 名
名誉会長		大谷 信義
会 長		片岡 直公
副 会 長	東 京	(片岡 直公)
"	関 東 信 越	小暮 進勇
"	大 阪	大槻 弘志
"	北 海 道	戸澤 亨
"	仙 台	来海 伸博
"	東 海	清水 順二
"	北 陸	高桑 幸一
"	広 島	池田 晃治
"	四 国	村上 義憲
"	福 岡	中野 文治
"	南 九 州	池部 正紀
"	沖 縄	名幸 諄子
"	業 種	宇佐美雅彦
"	会長特命担当 (税制担当)	関口 雅章
"	会長特命担当 (総務・広報担当)	河村 守康
"	会長特命担当 (財務担当)	倉石 和明
"	会長特命担当 (会務運営担当)	黄瀬 稔
専務理事		吉田 一宗
常務理事	総 務 委 員 長	竹林 克夫
"	総 務 副 委 員 長	田辺 實
"	財 務 委 員 長	藤本 秀明
"	財 務 副 委 員 長	久保田 定
"	会務運営委員長	沼生 智
"	会務運営副委員長	昼間 孝一
"	広 報 委 員 長	平 和明

役 職	所 属	氏 名
常務理事	広 報 副 委 員 長	山田 信善
"	税 制 委 員 長	加藤 憲一
"	税 制 副 委 員 長	大沢 守
常任理事	東 京	小能 大介
"	"	大塚 繁夫
"	"	五十嵐良夫
"	"	栗原 正雄
"	"	中澤 洋
"	"	大西 晴之
"	"	内山 弘通
"	"	上原 重樹
"	"	菅野 信三
"	"	山田 能成
"	関 東 信 越	名古谷 誠
"	"	小林 政氏
"	"	森 裕
"	"	種家 寿雄
"	"	染谷 幸一
"	"	安達 實
"	"	中島 理
"	"	中島 祥博
"	"	高野 幹也
"	大 阪	末澤 市子
"	北 海 道	福島 勝男
"	"	南波日出喜
"	仙 台	金山 知裕
"	"	村越 正道
"	東 海	荒木 義夫
"	"	萩原 良一
"	"	澤田 栄一
"	北 陸	朝日 重剛

役 職	所 属	氏 名
常任理事	北 陸	上田 祐広
"	広 島	久保 弘睦
"	"	高木 晶悟
"	"	村谷 太洋
"	四 国	林 周二
"	"	清水 一郎
"	"	佃 充生
"	"	熊沢慎一郎
"	福 岡	大久保昌逸
"	"	新井 洋子
"	"	河野 武司
"	"	本島 直幸
"	南 九 州	青木 祐心
"	"	窪田 伸一
"	"	山口 清一
"	沖 縄	翁長 淳
"	"	屋良 学
"	"	羽地 昇子
"	会 長 指 名	長谷川由雄
"	"	尾崎 啓成
"	"	清水 洋子
"	青 年 部	齋田 孝司
"	女 性 部	(清水 洋子)
"	事 務 局 長	金澤 典幸
"	業 種(貴 宝 卸)	小山 藤太
"	" (全 免 協)	阿部 英行
"	" (保 険)	米谷 幸一
監 事	東 京	金子 昌男
"	関 東 信 越	松本 泰世
相 談 役	—	鈴木 豊久
"	—	白川よし子

税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署では閉庁日（土・日・祝日等）は、相談及び申告書等の受付などの業務を行っていませんが、令和4年分の確定申告期間中は、平日（月～金）以外でも、一部の税務署においては、2月19日（日）及び2月26日（日）に限り、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談が行われます。

税務署によっては、合同会場（対象署の納税者の申告相談及び確定申告書の收受が行われます。）、広域センター（対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮收受が行われます。）を設置して行う税務署がありますので、詳しくは国税庁ホームページを閲覧していただくか、所轄の税務署に確認してください。



明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願いいたします



令和5年 元旦

関東信越間税会連合会 会 長 小 暮 進 勇

埼玉県間税会連合会	会 長 小 暮 進 勇	茨城県間税会連合会	会 長 安 達 實
栃木県間税会連合会	会 長 中 島 理	群馬県間税会連合会	会 長 中 島 祥 博
長野県間税会連合会	会 長 倉 石 和 明	新潟県間税会連合会	会 長 高 野 幹 也

消費税のインボイス制度導入時期の延期と 消費税の総額表示義務の適正化を要望！！

全国間税会総連合会(全間連)では、令和4年11月1日(火)に開催された自由民主党の「予算・税制等に関する政策懇談会」及び11月2日(水)に開催された立憲民主党の「財務金融部門会議」において、「令和5年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を提出するとともに、次の事項について意見陳述を行いました。

＊意見陳述の際の出席者：全間連の加藤税制委員長・吉田一宗専務理事など

- ①令和5年10月から導入される、いわゆるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の下では、免税事業者が取引から排除される恐れがあり、免税事業者が多い我が国の社会経済構造には馴染まない制度であることや、新型コロナの影響、ロシアのウクライナ侵攻などにより、日本経済が落ち込んでいること等から、令和5年10月以降も、現在の「区分記載請求書等保存方式」を継続適用することとし、それが困難な場合には、インボイス制度の導入時期を延期すること。
- ②令和3年4月から再実施された「消費税法に規定する総額表示」の実態を見ると、「税抜価格を本書表示し、税

込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示」が大部分となっており、総額表示の趣旨である「消費税額を含む価格が一目で分かるような表示」になっていないものが散見されることから、所管官庁である消費者庁と連携しながら、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すること。



三重中央木材加工協同組合 代表理事 理事長 前田 朝子 三重県松阪市田村町 485-1 TEL 0598-21-4022 FAX 0598-21-6909	【JAS 認証工場】 昭和 13 年創業 天皇杯受賞工場 国産材 ヒノキ丸太・スギ丸太の 製材から 住宅&非住宅建築まで 株式会社 オオコーチ OOKOCHI 代表取締役社長 黄瀬 稔 本社：三重県松阪市大黒田町 472 TEL0598-26-1551 FAX0598-21-2676 https://www.ookochi.co.jp	不動産リース&賃貸 株式会社 光栄ハウス工業 三重県松阪市光町 1149-1
---	--	---

あけましておめでとうございます
本年もよろしく願いいたします

令和5年 元旦

福岡国税局間税会連合会 会長 中野 文治

副会長	大久保昌逸(小倉)	副会長	新井 洋子(福岡)
副会長	橋本千代次(西福岡)	副会長	鈴木 茂之(長崎)
副会長	河野 武司(博多)	副会長	本島 直幸(佐賀)
副会長	田代 雅人(筑紫)	副会長	稗島 行雄(久留米)
副会長	西村 宰(武雄)	専務理事	上田 正浩(博多)

旧年中は大変
ありがとうございました

全間連第49回通常総会長崎大会
令和4年9月9日(金)

令和4年度 「税の標語」 優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年から実施していますが、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日を募集期限として第30回目の募集を行いました。

募集対象は、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、前年度（478,206点）より23,383点多い501,589点の応募がありました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の表彰式は、「税を考える週間」の行事として昨年11月16日に（水）、東京プリンスホテルにおいて行われ、最優秀作品の松尾 空様（世田谷区立奥沢中学校）に、片岡会長から表彰状と記念品が贈られました。

東京局間連の最優秀作品者にも同会場で贈られる予定でしたが、学校の行事の都合で欠席となりましたので、表彰状と記念品は、杉並間税会「税の標語」の表彰式で杉並間税会会長から贈られました。

なお、「税の標語」の優秀作品は、全間連のホームページにも掲載しております。



最優秀者 松尾 空 様

最優秀賞

税金を 納める義務と 知る責任

世田谷区立奥沢中学校 松 尾 空

優秀賞

スマホでも 簡単納税 新時代

岐阜県立岐阜商業高等学校 酒 井 菜 帆

知ろう 学ぼう 興味を持とう 暮らしを支える 税のこと

能美市立寺井中学校 中 出 伊 織

知らずに納める税よりも 正しく学んで納める税

愛知県名古屋市 宮 田 彩 菜

公平で 正しい 納税 インボイス

東京都北区 山 口 三 美

佳 作

日本を支える消費税 しっかり学んで正しい納税

世田谷区立松沢中学校 青 木 優 空

TAXで 明るい未来 MAXに

御殿場市立御殿場中学校 江 良 宙 翔

インボイス 新たな仕組み きちんと対応

茨城県土浦市 倉 川 幸 江

インボイス みんなで学ぶ 新たな税制

富士吉田市立富士見台中学校 栗 本 佳 音

税金は暮らしを支える 社会の会費 役割知って正しく納税

本庄東高等学校附属中学校 高 柳 憧

お互いの 取引ハッキリ インボイス

愛知県名古屋市 知 崎 伊 吹

納税は ネットで簡単 キャッシュレス

石川県立金沢商業高等学校 坪 内 煌 成

インボイス 正しく理解 正しく納税

三重県多気郡 西 川 り え

次世代に 希望を託す 消費税

港区立青山中学校 保 津 章 太

税の意義 知ろう・学ぼう・伝えよう

千葉県松戸市 堀 卓

令和4年叙勲受章者、褒章受章者 及び令和4年度納税功勞表彰受彰者名簿

受彰者の皆様、おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。

春 旭日小綬章

竹 林 克 夫 様

春 旭日双光章

出 口 隆 弘 様

秋 旭日小綬章

中 島 理 様

春 藍綬褒章

吉 原 良 一 様

秋 藍綬褒章

大 谷 信 義 様
柳 也 主 男

財務大臣表彰

井 上 裕 之 様
藤 本 山 明 様
小 来 海 様
朝 日 博 様
豊 田 剛 様
友 永 光 様
青 木 幸 雄 様

国税庁長官表彰

小 能 大 介 様
小 菅 崇 行 様
小 山 林 正 武 様
小 種 家 政 氏 様
廣 瀨 陽 一 様
市 町 峰 行 様
江 原 次 郎 様
萩 田 良 一 様
澤 木 栄 一 様
真 工 徳 美 様
大 上 幸 義 様
村 野 武 憲 司 様
河 上 野 義 司 様

東京国税局長表彰

加 藤 則 幸 様
大 家 章 嘉 様
山 寺 敏 也 様
稻 川 澤 一 郎 様
瀧 井 上 旭 俊 様
川 上 名 光 様

関東信越国税局長表彰

井 上 克 典 様
本 橋 勝 様
横 井 英 明 様
高 島 和 子 様
堀 越 芳 春 様
石 井 三 男 様
藤 野 伸 夫 様
長 越 修 一 様

札幌国税局長表彰

橋 本 靖 弘 様
寺 迫 公 裕 様
竹 内 芳 郎

仙台国税局長表彰

山 口 哲 行 様
星 敬 志 様
菅 原 正 行 様
村 越 正 道 様
船 越 規 孝 様
佐 藤 剛 宏

名古屋国税局長表彰

森 義 昭 様
谷 政 憲 様
北 岡 泰 爾 様
田 替 藤 健 二

広島国税局長表彰

前 京 子 様
西 伸 一 郎 様
山 本 富 造 様
佐 藤 英 弘 一 郎 様
杉 原

高松国税局長表彰

城 上 哲 文 様
今 井 博 志 様
佃 充 生 功 様
兼 松

福岡国税局長表彰

白 石 信 和 様
樺 島 典 仁 様
大 久 保 昌 逸 様
池 田 敏 章

熊本国税局長表彰

請 村 利 夫 様
三 井 俊 夫

青年部長の就任あいさつ



全国間税会総連合会青年部長
東京国税局間税会連合会青年部長
齋 田 孝 司

新年あけましておめでとうございます。

昨年9月に開催された第44回全間連青年部通常総会にて青年部長に就任しました。全国から青年部役員が集まった中、私の部長就任の挨拶では「皆さんはご事業のかたわら間税会活動を親会の手足となって続けてこられた方々です。間税会活動はボランティア活動です。手を携えて楽しくやりましょう、私は＜楽しく活動する＞を全間連青年部長としてのモットーとします。」と宣言しました。

この＜楽しく活動する＞については後述するとして、先に間税会をボランティア活動ととらえることについて私なりに述べたいと思います。

ボランティア活動にもいろいろありますが、共通していることは社会奉仕の精神であると思います。文部科学省の定めるボランティア活動の基本理念は、「公共性」、「自発性」、「先駆性」だそうです。不思議なほど間税会の目的とする○税務知識の習得と普及（公共性）、○あるべき税制の調査・研究（自発性）、○改善意見の具申（先駆性）と、ぴたりと一致します。

数多の間税会会員の中には、高いところざしと使命感によって日々活動されている方が多くいらっしゃいます。そのような方のお人柄に触れると、例外なく清廉で、すぐれた人格者ばかりなのでおおいに啓発されます。我が身までその照り返しを受け、高みに引き上げてもらえるような気がしています。

じつは、私はこのような方々と知己を得られたことが間税会に入って一番の収穫だと思っています。さらには間税会活動の中で素晴らしい方々に出会い、育てても

らったおかげで今日の自分があると思っています。よく「間税会に入っただけでなにかメリットあるの？」という人がいますが、私にはメリットがありすぎて価値がはかれないくらいの人的財産が得られました。

もとより社会的地位や利害関係とは無縁のボランティア活動の中だからこそ、徳を積んでいる人たちの「水魚の交わり」ができるのだと思っています。これが私が間税会をボランティア活動ととらえている理由です。

さて＜楽しく活動する＞についてですが、全間連では現在、最大の関心事は会員の増強です。平成12年の会員数116,544名をピークに年々減少が続いており、令和4年4月現在では83,977名と実に32,567名もの減少がありました。どうして会員が減ってしまうのか、これは間税会だけではなく、法人会や青色申告会でも同じ現象がみられるようです。近年の長引くコロナ禍による不況もありましょうが、やはり退会してしまうのは間税会活動に魅力を感じられないからではないのでしょうか。「間税会って楽しいね」と思ってもらえるようになるには、間税会活動の牽引車となるべき青年部が青年部らしい発想で魅力ある事業や楽しい企画を次々と生み出していくことが求められます。青年部長の責任の重さを痛感しています。

本年度は全間連第50回通常総会・創立50周年記念東京大会という大きな節目の年になります。全間連の半世紀の歩みを振り返る年になるわけですが、折しも同じ時期に改正消費税法の到達点というべきいわゆるインボイス制度が施行されます。青年部がやるべきことの多さと重大さに武者震いを覚えます。

私はまだまだ力不足ではありますが、頼もしい相談役をはじめ、以心伝心の副部長たちがしっかりと私を支えてくれていますので不安はありません。どうか今後とも全間連青年部の活動に叱咤激励をお願いします。

最後に繰り返すようですが、ボランティアを人の善意と言い換えて、日本中の善意が集まり間税会というかたちになって、それが半世紀も続いていると考えると、私はたいへんな組織の青年部長になったとしみじみ思っています。

女性部長の就任あいさつ



全国間税会総連合会女性部長
東京国税局間税会連合会女性部長
清 水 洋 子

新年あけましておめでとうございます。

令和5年9月、創立50周年を迎えるにあたり、この節目の年に、この度大変な大役をおおせつかり、重責に身の引き締まる思いでございます。

長い歴史の中で、歴代の役員、会員の皆様が結集され築かれてきた歴史と伝統をしっかりと継続し全間連の部長として責務を全うしてまいりたいと思います。また、長い間、税に携わってこられた喜びをかみしめております。そして、責任感を忘れずいつも笑顔で存在する人であられますよう心がけております。

歴代の、受け継がれてまいりました各活動を思い起こし、一心一徳の成果をいただき大事にしていきたいと思っております。

これからも、一期一会を大切に感謝の気持ちを忘れず、いつまでもキラキラと輝く人生でありますよう間税会の重みを忘れず、お役に立てるよう頑張りたいと思います。

私は多くの方々にご縁をいただきました。皆様とともに手を携えて進んでまいりたいと思います。

私の想い

雪のように 燈めく白い心で
海のように 洋々とした広い心で
川のように 静かに流される心で
花のように 艶めく心で
山のように 雄大な心で

ありたいと思います。

これからも女性として社会参画の活動が求められ、時代に合った活動にお応えできますよう、向き合ってまいりたいと思います。

また、研修会、交流会、講演会など、伝統を生かし、チームワークを試みていきたいと思っています。

令和5年からインボイスがスタートいたします。会員増強運動にもご協力いただきたいと思います。

第一 所得税の確定申告について

1 所得税等の確定申告とは

所得税等の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

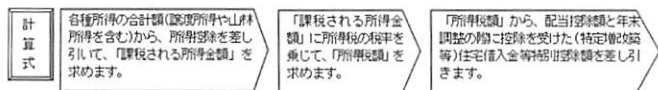
※ 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

2 確定申告が必要な方

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税が還付される場合を除き所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。



- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

(注) 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。

- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた

- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

(注) 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方などは、①から⑥に当てはまらない方であっても確定申告が必要です。

3 確定申告をすれば税金が還付される方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合 など

(注1) 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

(注2) それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

(注3) 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

第二 消費税の確定申告について

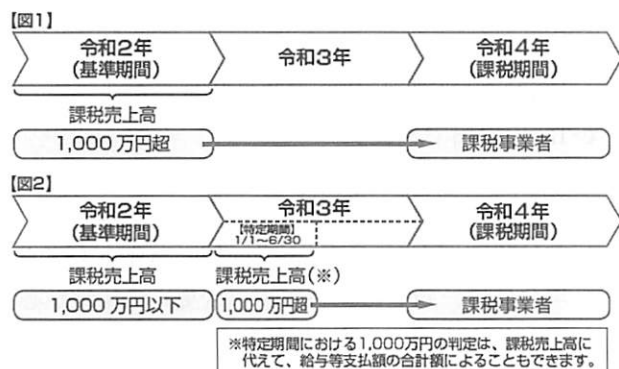
1 確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。

なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① 基準期間(令和2年分)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図1を参照)
- ② 基準期間(令和2年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①及び②に該当しない場合で、特定期間(令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図2を参照)

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



2 消費税・地方消費税の税率

消費税及び地方消費税の税率は以下のとおりです。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

3 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

4 一般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額(売上税額 ※1) $-$ 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額 ※2) $=$ 消費税の納付税額

※1 売上税額 $=$ $\left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right)$

※2 仕入税額 $=$ $\left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108} \right)$

5 簡易課税制度を適用した場合の消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額 $-$ $\left(\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right) = \text{消費税の納付税額}$

○ 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	みなし仕入率
第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業等）小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業（製造業等）農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、建設業、製造業など	70%
第4種事業（その他）飲食店業など	60%
第5種事業（サービス業等）運輸通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種事業（不動産業）	40%

※ 異なる事業区分の事業を営んでいる場合は、原則、それぞれの事業区分ごとに課税売上高を区分し、それらに係る消費税額にそれぞれのみなし仕入率を乗じて仕入控除税額を計算します。

6 地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} \left(\frac{22}{78} \right) = \text{地方消費税の納付税額}$$

第三 所得税等及び消費税等の申告について

1 確定申告の相談及び申告書の受付

令和5年2月16日（木）から同年3月15日（水）まで還付申告書は、令和5年2月15日（水）以前でも提出できます。

税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

ただし、一部の税務署では、2月19日（日）と2月26日（日）に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

2 確定申告の期限

令和4年分の確定申告期限は次のとおりです。

- ・ 所得税等：令和5年3月15日（水）
- ・ 消費税等：令和5年3月31日（金）

※ 所得税等と消費税等で申告の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください

3 申告書の提出方法

- ① e-Taxで申告する。
- ② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センター（※）に送付する。
 - ・ 確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。）。
 - ・ 通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めご送付ください。
- ※ 送付先は、所轄税務署により異なりますので、国税庁ホームページをご確認ください。
- ③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。



4 確定申告書等作成コーナー

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅でもスマホで申告できます♪



国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォンを用意すれば、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用してe-Taxをご利用になれるほか、マイナポータル経由で申告に必要な控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能（マイナポータル連携）もご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



5 税務相談チャットボット

確定申告に関する質問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談できます。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力していただくことにより、AI（人工知能）が自動でお答えします。



第四 所得税等及び消費税等の納付について

1 令和4年分所得税等及び消費税等の納付期限

令和4年分の納期限は次のとおりです。

- ・ 所得税等（第3期分）：令和5年3月15日（水）
- ・ 消費税等：令和5年3月31日（金）

所得税等と消費税等で納付の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。



① 振替納税を利用

振替納税の振替日は次のとおりです。

- ・ 所得税等の振替日：令和5年4月24日（月）
- ・ 消費税等の振替日：令和5年4月27日（木）

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

振替納税のお申込み期限は次のとおりです。

- ・ 所得税等の申込期限：令和5年3月15日（水）
 - ・ 消費税等の申込期限：令和5年3月31日（金）
- 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxで提出できます。

金融機関届出印や電子証明書は不要です。

※ 転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要となります。

なお、転居等により所轄税務署が変わった方で、①申告書の「振替継続希望」欄に○を記入した場合、又は②異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

③ インターネットバンキングやATMで納付

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

④ クレジットカードで納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

⑤ スマートフォンアプリで納付

インターネットを利用して「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付できます。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

⑥ QRコードによりコンビニエンスストアで納付

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※1 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 納付できる金額は30万円以下となります。

⑦ 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

令和3年度

租税滞納状況

消費税の滞納残高

【消費税】

全関連は、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を憂い、従来から「消費税完納運動」を推進しています。

消費税の滞納状況を含む令和3年度の租税滞納状況が、昨年8月に国税庁から発表されました。

これによりますと、令和3年度の消費税の新規発生滞納額は3,997億円で、前年度の3,456億円に対し115.7%と15.7ポイント増加し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、令和3年度末で、3,551億円となり、前年度末対比109.4%と、9.4ポイント増加しました。

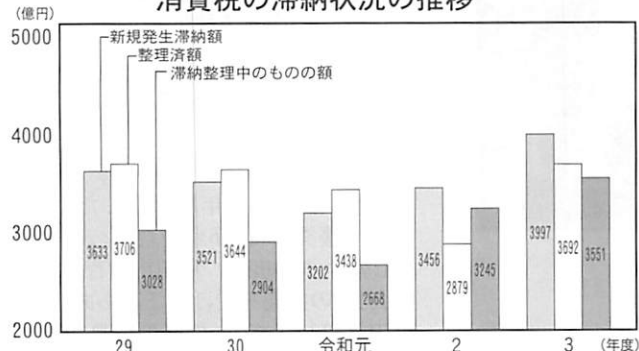
これにより消費税の滞納残高は、2年連続で増加したことになります。

消費税の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
29	3,633	96.7	3,706	92.7	3,028	97.7
30	3,521	96.9	3,644	98.3	2,904	95.9
令和元	3,202	91.0	3,438	94.3	2,668	91.9
令和2	3,456	107.9	2,879	83.7	3,245	121.6
令和3	3,997	115.7	3,692	128.2	3,551	109.4

消費税の滞納状況の推移



【全税目の租税滞納状況について】

1 新規発生滞納額の状況

期限内納付に関する広報や納期限前後の実施など、滞納の然防止に努めましたが、令和3年度における新規発生滞納額は、7,527億円で前年度5,916億円を1,611億円(27.2%増)上回りました。

しかしながら、新規発生滞納額は、過去最も多かった平成4年度（1兆8,903億円）の39.8%から見ると、引き続き低水準となっています。

2 滞納発生割合の状況

滞納発生割合（新規発生滞納額/徴収決定済額）は、1.1%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、16年連続で2%を下回っています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

滞納については、集中電話催告センター室、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、確実な徴収に努めました。

この結果、令和3年度の整理済額は6,956億円で、前年度5,184億円を1,772億円（34.2%増）上回りました。

整理済額（6,956億円）は、新規発生滞納額（7,527億円）を571億円下回りました。

4 滞納整理中のものの額（滞納残高）の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、令和3年度末における滞納整理中のものの額は8,857億円で、前年度8,286億円を571億円（6.9%増）上回りました。

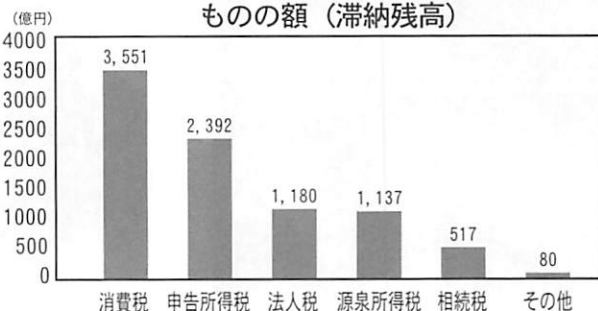
滞納整理中のものの額は、昨年、22年ぶりに増加したのに続き、2年連続の増加となりましたが、ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）の31.5%と比べると、引き続き低水準となっています。

全税目の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
29	6,155	98.9	6,595	93.9	8,531	95.1
30	6,143	99.8	6,555	99.4	8,118	95.2
令和元	5,528	90.0	6,091	92.9	7,554	93.1
令和2	5,916	107.0	5,184	85.1	8,286	109.7
令和3	7,527	127.2	6,956	134.2	8,857	106.9

令和3年度の各税目別の滞納整理中のものの額（滞納残高）



消費税中央セミナー開催

第31回消費税中央セミナーは、昨年11月22日（火）東京・千代田区 主婦会館において3年振りに開催され、感染予防の見地から従来1日のスケジュールから半日に短縮し、公共法人・公益法人の実務担当者49名が参加しました。講師は、国税庁課税部消費税室 消費税第二係長の松浦 学様を迎え、公共法人等に対する消費税の特例やインボイス制度等について、実務に即した研修が行われました。



税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様には税を知り、税について考えていただくためにいろいろな行事を各地で実施しております。昨年も新型コロナウイルス感染症の影響があったなかで、各間税会が創意工夫をして活動した取組みの一部を掲載しました。

品川間税会(東京)

— 令和4年度「税を考える週間」 行事報告 —

品川間税会では、この期間「くらしと税金展」と題し、税に関するアンケート(無記名)調査を開催致しております。ここ数年は大井町駅頭にて、品川税理士会による税に関する無料相談も並行し、区民に税に関する理解を深めてもらうための活動を致しております。毎年開催していることや区報等による周知もいただき、このアンケートに協力いただける区民の方々と顔なじみになるほどです。また、国に対する税の取り組みに対してのご意見をいただき、当会会報誌「間税しながわ」に掲載し、そのご意見等は品川税務署も認知するところです。

さらに、租税教育に対する取り組みとして、品川区の小・中学校の生徒から「税の標語」を応募いただき、その優秀作品表彰式を開催したほか、消費税のインボイス制度認知の証として、事業者からの申請による「登録証」の作成などを行いました。今後も、様々な周知活動に取り組んでまいります。



北海道間税会連合会

— 税を考える週間行事 (札幌国税局長講演・税の作文 朗読会(在札5間税会)) —

11月11日(金)、「税を考える週間」行事の「札幌国税局長講演」と「税の作文の朗読会」が、札幌プリンスホテルで開催されました。

上良札幌国税局長からは、「税務行政の現状と課題」について、映像を交えながらの講話をいただきました。

また、「税の作文の朗読会」では次代を担う中学生5名が、自らの体験と税に関する意義や役割について書いた作文を朗読。

どれも大変素晴らしい内容で、聴衆の会員は自らの若い頃を振り返りながら、関心しきりに拍手を送っていました。



久慈間税会(仙台)

— 街頭広報・税金クイズ —

10月9日久慈市文化会館(アンバーホール)で開催された「久慈地方産業まつり」に参加し、税の標語、習字などの入選作品の展示とともに、税金クイズや「世界の消費税」クリアファイルの配布を行いました。

子供たちのほか、一緒に訪れたおじいさんやおばあさんたちにも、一億円の重さあてクイズが喜ばれ、会場の中

でもひととき大きな声援が続き好評を得ました。

税金クイズも、正解を解説したことから、大変勉強になったとの声が多く喜んでいただきました。

悪天候のため当初2日間の予定が1日だけの開催となりましたが、税金クイズに200名近い挑戦者があり、来場者を含め「世界の消費税」クリアファイルも200枚配布しました。

なお、所轄署長さんをはじめ、幹部の方もお見えになり、盛り上げに協力していただきました。



久慈地方産業まつり

秋田南間税会(仙台)

— 「税の標語」募集・表彰式 —

10月24日(月)本年度募集した「税の標語」優秀作品(16点)の表彰式を行いました。本年度は、秋田市教育長(税団協会長)の推薦を受けたこともあり、例年の3倍以上の740作品の応募があり、更に全間連入選作品もあったことから、表彰件数も見直しました。多くの子供たちがこの受賞を契機に自信をつけ税はもとより、一層勉学に勤しめる原動力となることを願っております。

なお、表彰式に地元の秋田魁新報社の取材があり、翌日(25日)には、表彰式の模様と優秀作品3点及び全間連入選者の思い(生活を支える税金についてたくさんの人に知ってほしい)が掲載されました。





仙台北間税会(仙台)

—街頭広報—

10月30日(日)第40回全日本大学女子駅伝の応援で賑わう仙台市内のアーケード街で、税団協活動の一環として「世界の消費税」クリアファイルほか税に関する各種パンフレットの配布を行いました。

また、「税の絵はがき展」とともに「税の標語」応募作品の展示も行いました。

当日は、例年に比べて若い子供連れのファミリーが多く足を止めて展示を見ていただいたと感じられたところです。

展示会場を昨年までの会館内展示から、商店街の街頭展示としたことも雰囲気が変わり、より多くの皆さんに見ていただけたようです。



米沢間税会(仙台)

—インボイス制度研修会—

本会は、本年9月から10月にかけて、地元商工会議所及び商工会との共催により、「インボイス制度研修会」を4回に分けて実施しました。地元米沢署統括官及び担当者を講師に依頼し、その概要や実務的に対応すべき点など具体的に説明していただきました。

各会場とも参加者から活発な質問があり、1年後に向け自社でどのような準備をすべきかとの真剣さが伝わる研修でした。

延131名の受講があり、参加者の皆さんにインボイス制度への対応についての理解を深めていただいたものと感じております。

今後、「世界の消費税」クリアファイルの街頭配布を予定するなど、消費税制度への理解を深めるとともに間接税についても周知を図ることとしております。

両磐間税会(仙台)

—「世界の消費税」クリアファイルの贈呈—

11月16日(水)に管内「東山中学校」3年生に対し、「世界の消費税」クリアファイルの贈呈式を行い、授業での活用をお願いしました。

贈呈式には、間税会役員のほか「税を考える週間」行事の一環として所轄署長さんも同席されております。

なお、両磐地区(一関市・平泉町)内の各中学校にも、3年生を対象として、「世界の消費税」クリアファイルを贈呈(発送)しています。

毎年、生徒の皆さんから「世界の消費税」クリアファイルは、税に関する基礎知識のほか、軽減税率や消費税の仕組みなど、わかりやすいと好評を得ております。

私たち両磐間税会は次代を担い、将来の納税者となる児童・生徒・学生に対し租税の意義や役割を伝えながら、社会の一員として適正に申告、納税する必要があることを教える租税教育にも積極的に取り組んでいるものです。

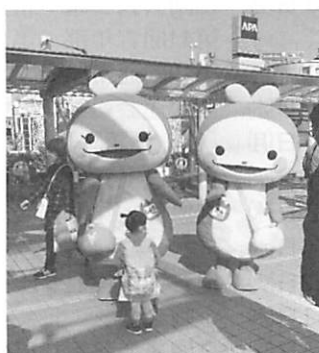
東三河間税会(東海)

—税を考える週間—

私ども東三河間税会では、本年度「税を考える週間」の初日である令和4年11月11日、東三河法人会、豊橋税務署と合同で街頭広報を行いました。

かんちゃん、しょうちゃんにも参加してもらい、「税を考える週間」やインボイス制度についてのリーフレットとノベルティをセットにしたものを皆で配布しました。

特に小さなお子様や女性にかんちゃんしょうちゃんは人気で、すれ違いざまに写真を撮る人も多くいました。



広島東間税会(広島)

—「税を考える週間行事」について—

広島東間税会女性部は、令和4年11月11日広島市中区の中心地ヤマダデンキLAB I 広島店正面玄関前の花壇に、全間連最優秀作品の税の標語を看板に掲示し、税の啓発・啓蒙のため街頭キャンペーンを実施しました。

この看板は、11月11日から11月17日まで掲示しました。

間税会・局署・神戸税関広島税関支署・県・市の幹部参加のもと、看板(税の標語)の除幕式を行ないました。

除幕式終了後、ヤマダデンキLAB I 広島店前と福屋デパート八丁堀本店前の2カ所にて、約500部のクリアファイルの配布を行いました。

当日の「税の標語」除幕式は、地元テレビ局の取材を受け、式典・前女性部長のインタビュー及びクリアファイルの配布活動などが取材され、午後のニュースで放映されました。



八幡浜間税会(四国)

—税を考える週間行事報告書—

税を考える週間行事は、八幡浜八日市で入出の多い日を利用して開催しました。①消費税を理解していただく

為、インボイス制度の登録番号申請の周知、②国の財政政策を知ろう「世界の消費税クリアファイル164か国の税率区分と税に関するパンフレット」を配布、③税金の仕組みや目的を考えていただく住みよい暮らしの税金クイズ(○×解答方式)を実施、④花の苗プレゼントを実施しました。また、令和4年の租税教室は11月14日に安堂廣道副会長を講師として行いました。

八幡浜間税会では今後もインボイス制度について取り組んでいきます。



博多間税会(福岡)

—税務研修会・街頭広報活動と情報交換会—

博多間税会(河野武司会長)は、令和4年「税を考える週間」行事の一環として、①税務研修会、②街頭広報活動及び③情報交換会を「これからの社会に向かって」をテーマに福岡国税局消費税課・博多税務署と協調し実施しました。

① 研修会は、会員50名が出席するなか、宮崎署長からの署長表彰、感謝状の贈呈、また、河野会長から「消費税期限内完納」及び「インボイス制度の周知・啓発」推進を宣言した後、実施されました。

講師には、松村筆頭副署長をお招きし、日常生活と税の関わりを中心に、税務行政の将来像、納税環境の整備等多岐にわたり、ジョークを交えてお話をいただきました。

会員にとって税が更に身近に感じられ有意義な一時間となりました。

② 研修会終了後の、街頭広報活動は、福岡では一番の繁華街であるJR博多駅前広場で、元松消費税課長外2名の福岡国税局幹部職員もかけつけていただき、宮崎署長外4名の博多税務署幹部職員と会員60名の下、行われました。

配布物は全間連が作成している人気の「世界の消費税164カ国」クリアファイル・税務パンフレット・シャボン玉・除菌シートをセットにした2,000袋です。

忙しいような通行人に配布する中、パンフレットを見て「これこれ! 免税業者も必ずインボイス申請せんといかん」と等、関心を示す者も多く、例年にも増してスムーズに配布することができました。

③ 情報交換会は、博多税務署幹部職

員4名をお迎えし、会員45名出席の下、開催されました。河野会長が宮崎署長に新会員を紹介したり、自らが舞台で自己紹介したり、色々な交流があり、終始和やかな雰囲気で大変盛り上がりしました。

企画力、実行力で定評のある博多間税会を改めて認識し、納税意識の向上が図れた一日でした。河野会長をはじめスタッフの皆様、大変お疲れ様でした!



税務研修会



街頭広報活動



情報交換会

沖繩中部間税会(沖繩)

—税を考える週間—

【懸垂幕の掲揚】

「税を考える週間」を広く一般にPRするため、大通り沿いに懸垂幕を掲揚いたしました。掲揚式には沖繩税務署より松田署長をはじめ幹部の方、当会から翁長会長、他役員が参加をし、掲揚とともに税に関する意見交換を行いました。

掲揚式につきましては地元新聞にも記事を掲載して頂き、県内に広く広報

が出来たと思っております。

【租税教育及び啓蒙活動:「世界の消費税」クリアファイル及びパンフレットの贈呈】

租税教育の一環として、管内の具志川中学校、アメリジアンスクールの生徒の皆様へ「世界の消費税」クリアファイルとリーフレットを贈呈いたしました。

また、広報活動の一環として、うるま市教育委員会へ「世界の消費税」クリアファイルとリーフレットを贈呈いたしました。

税を考える週間を通して、沖繩中部間税会の会員はもとより、関係各位の皆様への健全な経営発展に寄与していくことが出来るよう、今後も取り組んでいきたいと思っております。



全間連の主な動き (4.9.9 ~ 5.1.15)

9月9日(金)	正副会長会議・常任理事会、第44回青年部・第41回女性部通常総会、第49回通常総会	長崎
9月15日(木)	全間連会報第155号発行	
10月17日(月)	「税の標語」最終選考会	
11月1日(火)	自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」	事務局
11月2日(水)	立憲民主党財務金融合同部会ヒアリング	東京
11月16日(水)	「税の標語」最優秀作品表彰式	東京
11月22日(火)	消費税中央セミナー	東京
1月11日(水)	企画会議	事務局
1月15日(日)	全間連会報第156号発行	